

議題「直轄事業負担金問題」に関する東京都の発言要旨

発言者：猪瀬副知事

(都作成資料及び国土交通省から東京都への説明会資料を配付して説明)

【資料1、別紙について】

5月13日に国土交通省から東京都に対して、平成21年度の直轄事業負担金に関する説明があったが、疑問点が全く解決されていない。これだと、負担金の支払いをストップせざるを得ない。

東京都は、維持管理に係る負担金については廃止をして、工事に係る負担金は内訳明細を明らかにした上で、適正な額について支払う用意がある。しかし、示された負担金は、維持管理に係る部分と工事に係る部分とが明確に区分されていない。



具体的な疑問点は次のとおり。(別紙資料「国交省から東京都への直轄事業負担金に関する説明会資料」参照)

雇用主が支払うべき国の職員の退職金や、事業と直接関係のない本局の一部などの職員の人件費まで、なぜ地方が負担するのか。

職員住宅として使う宿舍まで、なぜ地方が負担するのか。

誰に対するどのような諸謝金なのか。

【資料2について】

東京都におけるシンボリックな「金杉橋主張所の建替え」案件を紹介。この建物は、「老朽化による建替え」とされていたが、実は現建物から直線で4キロ南の別の建物の「新設工事」であることが判明した。

もし移転するならば、現在の「金杉橋出張所」の跡地はどうするのかなど、国からの説明は全くない。

仮にこの土地を売却した場合、公示地価だと6億円くらいになり、売却収入は国の道路特別会計に入る。これは、直轄事業負担金のマネーロンダリングではないか。

【資料3について】

4月30日に国から示された資料に色々問題点があったため、質問をぶつけている。これだけ疑問点を挙げて、未だに回答が無い。

【資料4について】

5月14日の政府の地方分権改革推進委員会で作成し、国土交通省に要求したもの。

「新型インフルエンザ対策に関する厚生労働大臣との意見交換」での東京都の発言要旨

もう海外渡航歴のない感染者が発生しているわけだから、入国時のみ健康観察を実施し、その後は異常がある場合のみ自己申告させる方式に転換してほしいというのが現場の声だ。今は、それを至急やってもらわないと戦力を集中できない。